

長崎市農業委員会 令和6年7月総会 議事録

- 1 日 時 令和6年7月30日(火) 14:00 開会
14:50 閉会
- 2 会 場 長崎市男女共同参画推進センター 研修室1・2(長崎市魚の町5番1号)
- 3 役 員 会長 平尾 政博
会長職務代理者 山口 眞佐栄
- 4 出席農業委員(17名)
井川 義英 池田 憲二 岩永 一也 岩本 隆 植田 正和
尾崎 正孝 上川 満治 永岡 亜也子 野中 麻美 平尾 政博
増田 茂 松尾 隆治 峰 忠幸 森保 欣也 森山 安男
柳川 八百秀 山崎 実男
- 5 欠席農業委員(2名)
柴原 恵 山口 眞佐栄
- 6 出席推進委員(20名)
今村 秀喜 浦川 英敏 城戸 利美 久保 正 田中 幹生
鶴田 安明 中村 数昭 中山 辰也 野口 弘人 野本 英世
濱口 敏夫 本田 雅博 松浦 行信 松本 貞幸 松本 守
三浦 信男 宮崎 好徳 森内 悟己 山口 憲昭 山下 和孝
- 7 欠席推進委員(4名)
川添 孝則 野口 洋太郎 濱口 雅洋 村田 美津枝
- 8 出席職員
【農委事務局】 萩原事務局長 木場事務長 茶屋本農政管理係長 木下農地係長
浦上主事
- 9 資 料 別添資料のとおり

○事務長 定刻となりましたので、ただ今から令和6年7月農業委員会総会を開会いたします。議事進行につきましては、長崎市農業委員会会議規則第4条に基づき、平尾会長にお願いいたします。

○議長 みなさん、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、7月の農業委員会総会にご出席いただき、ありがとうございます。座ってから議事を進めさせていただきます。それでは、委員定足数の報告を事務局からお願いいたします。

○事務長 本日の総会につきましては、農業委員の出席は17名であり、在任委員の過半数が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び長崎市農業委員会会議規則第6条により、総会は成立しておりますことをご報告いたします。また、推進委員の出席は、20名です。

○議長 それでは、議案の審議に入る前に、議事録署名人を私の方から指名させていただきます。野中麻美委員と増田茂委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○野中委員・増田委員（承諾）

○議長 それでは、総会を進めさせていただきます。なお、会議が円滑に進行しますように皆様のご協力をお願いいたします。本日は、付議事項が6件ございます。まず初めに、第1号議案、「農地法第3条の規定による許可申請について」、議案の説明と現地調査の報告をお願いいたします。

○農地係長 それでは、第1号議案1番についてご説明いたします。議案書の1ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する、琴海戸根町の農地3筆4,351㎡について、〇〇〇の〇〇さんが売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由といたしましては、譲渡人が、経営規模縮小のためであり、譲受人が、経営規模拡大のためでございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は、5人で1,600日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては、7月17日に森山安男農業委員、濱口雅洋推進委員立会いのもと現地を確認し、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして、2番についてご説明いたします。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する、蚊焼町の農地2筆766㎡について、〇〇〇の〇〇さんが贈与により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由といたしましては、譲渡人が、高齢により耕作できないためであり、譲受人が、義理の母から農地を譲受け新規就農する

ためでございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。こちらが蚊焼町〇番〇の写真。次が蚊焼町〇番〇の写真になります。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は、1人で150日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては、松本貞幸推進委員より報告をお願いします。

○松本推進委員 現地調査についてご報告いたします。7月16日に、私と森保委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は息子の嫁に農地を贈与するもので、普通畑で、露地野菜の栽培を予定しています。第6号の地域との調和要件につきましては、特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして、3番についてご説明いたします。議案書は2ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する、三重町の農地1筆795㎡について、〇〇〇の〇〇さんが売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由といたしましては、譲渡人が、遠隔地居住により耕作できないためであり、譲受人が、経営規模拡大のためでございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は、5人で860日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては、野本英世推進委員より報告をお願いします。

○野本推進委員 現地調査についてご報告いたします。7月17日に、私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は普通畑で果樹の栽培を予定しています。第6号の地域との調和要件につきましては、特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして、4番についてご説明いたします。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する、脇岬町の農地1筆109㎡について、〇〇〇の〇〇さんが売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由といたしましては、譲渡人が、相続により農地を取得したが、農業を行っていないためであり、譲受人が、自宅に隣接する農地を購入し新規就農するためでございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は、2人で300日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては、松浦行信推進委員より報告をお願いします。

○松浦推進委員 現地調査についてご報告いたします。7月18日に、私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は自宅に隣接する農地を購入し新規就農するもので、普通畑で露地野菜の栽培を予定しています。第6号の地域との調和要件につきましては、特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第1号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第1号議案について、当委員会において許可することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第1号議案について、当委員会において許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案「農地法第4条第1項の規定による転用許可申請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは第2号議案1番についてご説明いたします。議案書の3ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する北浦町の農地1筆について、駐車場として使用する目的で申請が出されたものでございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したのになります。次が立地基準になります。当該地は、高速道路等の出入り口からおおむね300m以内に位置する第3種農地に該当するものと判断されます。次が平面図でございます。申請者は観光農園の販売所として温室を開放しておりますが、年々来客数が増加しており、来客用の駐車場として40台分の駐車場を砕石敷により整備する計画となっております。雨水・排水につきましては、自然浸透及び自然流下により道路側溝へ放流し、汚水・生活雑排水は発生いたしません。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、7月12日に山口眞佐栄農業委員立会いのもと現地を確認し、雨水・排水の状況、境界等、特に問題ないとの意見をいただいております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第2号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第2号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございました。第2号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、第3号議案「農地法第5条第1項の規定による転用許可申請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第3号議案1番についてご説明いたします。議案書の4ページをご覧ください。本件は〇〇〇の〇〇さんが所有する、西海町の農地1筆について、〇〇〇の〇〇さんが、共同住宅建築用地として使用する目的で申請が出されたものでございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。当該地は、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共用施設若しくは公益的施設が連たんしている区域内の、第3種農地に該当するものと判断されます。次が平面図でございます。2階建て6部屋と2階建て8部屋の共同住宅2棟及び21台分の駐車場が予定されております。雨水・排水につきましては北西側の道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水は公共下水へ放流いたします。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、7月17日に森山安男農業委員立会いのもと、現地を確認し、雨水・排水の状況、境界等特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして、2番についてご説明いたします。本件は〇〇〇の〇〇さんが所有する、脇岬町の農地1筆について、〇〇〇の〇〇さんが、駐車場用地として使用する目的で申請が出されたものでございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。当該地は、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共用施設若しくは公益的施設が連たんしている区域内の、第3種農地に該当するものと判断されます。次が平面図でございます。2台分の駐車場を整備する計画となっております。雨水・排水につきましては自然流下により水路へ放流し、汚水・生活雑排水は発生いたしません。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、松浦行信推進委員より報告をお願いします。

○松浦推進委員 現地調査についてご報告いたします。7月18日に、私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は、自宅に隣接する農地を購入し駐車場を整備する計画ですが、隣接する農地もなく、転用については特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございました。ただ今、第3号議案についての説明と現地調査の報告

がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第3号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第3号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、第4号議案「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定による農用地利用集積計画の作成について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第4号議案1番についてご説明いたします。議案書の5ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する、琴海形上町の農地1筆2,159㎡について、長崎県農業振興公社が5年間の賃貸借により利用権の再設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地1筆2,159㎡について、5年間の賃貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、20,444㎡となり、利用につきましては水稻を予定しております。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、田中幹生推進委員より報告をお願いします。

○田中推進委員 現地調査についてご報告いたします。7月17日に、私と野中農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、利用権の再設定を行うもので、利用については水稻を予定しています。現地の状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして、2番についてご説明いたします。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する、琴海戸根町の農地5筆6,522㎡について、長崎県農業振興公社が20年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地5筆6,522㎡について、20年間の賃貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、10,476㎡となり、利用につきましては、水稻を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、7月17日に森山安男農業委員、濱口雅洋推進委員立会いのもと現地確認を行い、特に問題ないとの意見をいただいております。

ます。

続きまして、3番についてご説明いたします。議案書の6ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する、松崎町の農地2筆628㎡について、長崎県農業振興公社が5年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地2筆628㎡について、5年間の賃貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、628㎡となり、利用につきましては露地野菜の栽培を予定しております。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、野本英世推進委員より報告をお願いします。

○野本推進委員 現地調査についてご報告いたします。7月17日に、私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は、利用権の新規設定を行うもので、利用については、露地野菜の栽培を予定しています。現地の状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以上です。

○議長 ありがとうございました。ただ今、第4号議案についての議案の説明と現地調査の報告がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第4号議案について、計画相当と認めることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございました。第4号議案について、計画相当と認めることに決定いたします。続きまして、第5号議案「非農地の判断について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第5号議案についてご説明いたします。まず、1番の年次計画案件についてですが、議案書の7ページから23ページにかけて掲載をしております。それでは、23ページをご覧ください。23ページの表の下の方に集計をしておりますが、対象地は檜山町の1,469筆、267,874.42㎡でございます。調査対象範囲につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。対象地の檜山町は長崎県地方卸売市場の西に位置しております。次が檜山町の全体の航空写真になります。次が拡大したものになります。拡大した航空写真が、6枚ほどございます。次が、現地の写真です。現地の写真が、7枚ほどございます。現地の立ち合いは、令和6年7月3日に井川義英農業委員、野

本英世推進委員にお願いしております。なお、補足となりますが、全件とも農地法及び農業経営基盤強化促進法による権利の設定等はないものでございます。

続きまして、2番からの個別案件についてご説明いたします。議案書の24ページをご覧ください。24ページの表の下の方に集計しておりますが、申出件数が2件、合計筆数が4筆、合計面積が923㎡について、非農地通知申出書が提出されております。

2番は、〇〇〇の〇〇さんが所有する蚊焼町の農地2筆で、面積は215㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。こちらが蚊焼町〇番〇の写真。次が蚊焼町〇番〇の写真になります。現地調査につきましては、松本貞幸推進委員より報告をお願いします。

○松本推進委員 現地調査についてご報告いたします。7月16日に、私と森保農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、森林化しており、農地への復元が困難な状況でした。報告は以上です。

○農地係長 続きまして3番は、〇〇〇の〇〇さんが所有する、琴海戸根原町の農地2筆で、面積は708㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。こちらが琴海戸根原町〇番〇の写真。次が琴海戸根原町〇番〇の写真になります。現地調査につきましては、田中幹生推進委員から報告をお願いします。

○田中推進委員 現地調査についてご報告いたします。7月17日に、私と平尾農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、森林化しており、農地への復元が困難な状況でした。報告は以上です。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第5号議案についての説明と現地調査の報告がありました。何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様方にお諮りいたします。第5号議案について、原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第5号議案について、原案のとおり承認することに決定いたします。続きまして、第6号議案「農地の賃借料情報の提供について」事務局から説明をお願いいたします。

○農地係長 それでは、第6号議案「農地の賃借料情報の提供について」ご説明いたします。別紙の議案書の冊子の1ページをご覧ください。平成21年の農地法の改正により、標準小作料制度が廃止され、農地法第52条の規定により、農業委員会が、実勢の賃借料情報を提供するものでございます。賃借料データにつきましては、令和5年4月から令和6年3月までの過去1年間分の農地法第3条申請、農用地利用集積計画・農用地利用集積等促進計画・農地利用配分計画から算出するものですが、単年の締結分のみではデータ数が不足し、平均の額を算出するにはばらつきが出るため、以前の締結分であっても、現在も賃貸借契約が継続しているものにつきましては、おおむね5年間分をデータとして採用し算出しております。また、それでも5件以上のデータがない場合には、参考として以前の価格を計上しております。

それでは、2ページをご覧ください。賃借料水準は10a当たりということで、1田、2畑、3樹園地の順で掲載をしております。田につきましては、琴海地区の基盤整備地区で、81件のデータがあり、最高額が25,900円、最低額が6,100円ということで、平均額の16,100円を計上しております。あとは同様に、琴海地区から旧長崎地区までを算出しておりますが、外海地区の基盤整備地区、東長崎地区、茂木地区、旧長崎地区につきましては、データ件数が4件以下のため、参考といたしまして昨年度公表していた賃料を計上しております。

2番目に畑でございます。琴海地区の基盤整備地区で、62件のデータがあり、最高額が30,300円、最低額が7,300円ということで、平均額の20,200円を計上しております。あとは同様に、琴海地区から旧長崎地区までを算出しておりますが、高島地区につきましては、データ件数が4件以下のため、昨年度公表していた賃料を計上しております。

最後に3番目の樹園地でございます。長崎市全域として、138件のデータがあり、最高額が17,800円、最低額が3,500円ということで、平均額の8,500円を計上しております。

次に3ページをご覧ください。参考といたしまして、令和元年度から令和5年度までの賃借料水準の推移を、また、4ページには長崎市の地図の中に賃借料の情報を掲載しておりますので後ほどご確認ください。賃借料の情報は、新しい数値をホームページ上で公表し、農委だよりの次号に掲載するということで議案として上げております。説明は以上です。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第6号議案についての説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様方にお諮りいたします。第6号議案について、原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第6号議案について、原案のとおり承認することに決定いたします。それでは引き続き、報告事項に入ります。報告事項1「事務局長専決事項の報告について」事務局から報告をお願いします。

○農地係長 それでは、「報告事項1 事務局長専決事項」についてご報告いたします。報告事項の資料の1ページをご覧ください。農地法第4条第1項第7号の市街化区域内の転用の届出が、4件提出されました。続きまして、資料の2ページから3ページをご覧ください。農地法第5条第1項第6号の市街化区域内での権利の移動が伴う転用の届出が、7件提出されました。合計11件提出され、すべて事務局長専決処分といたしました。以上で報告を終わります。

○議長 ありがとうございます。続きまして、報告事項2「長崎県農業会議常設審議委員会について」私の方から報告いたします。会議は、7月10日に開催されました。資料は、4ページと5ページになります。農地法第4条及び第5条転用許可申請諮問案件につきましては、今月は当委員会からの諮問案件はありませんでした。諮問案件の件数等につきましては、資料をご確認ください。報告は以上です。引き続き、報告事項3「農業委員等の公務災害保障制度について」事務局から説明をお願いいたします。

— 農政管理係長 説明 —

○議長 ありがとうございます。続きまして、その他の事項に入ります。その他の事項1「農地違反転用防止強化月間について」事務局から説明をお願いいたします。

○農地係長 それでは、令和6年度における違反転用防止強化月間事業についてご説明いたします。その他の事項の資料の1ページから5ページになります。それでは資料1ページをご覧ください。1の目的についてですが、かけがえのない農地を守り活かすため、違反転用防止強化月間を設けて、各広報活動により、違反転用に対する意識を喚起するとともに、農地パトロールによって、違反転用の状況把握を行うことを目的としております。

次に、2の強化月間についてですが、毎年、8月に行っておりますが、本年度につきましても8月1日から8月31日までを、強化月間として事業活動を行うこととしております。

次に、3の月間事業活動内容としましては、①農業委員・推進委員さんにより各担当地区の見回りを行うことにより状況を把握していただき、違反転用を発見した場合には、農地所有者に対して事情を聴取し、指導等を行い、5ページに掲載しています、別紙3の農地違反転用報告書により事務局へ報告をしていただきます。

次に、②広報等による周知につきましては、広報ながさき8月号への掲載、週間あじさいでのテレビ放送、市政だよりでのラジオ放送及び農委だよりへの掲載を予定しています。

③ポスターの掲示につきましては、市役所14階掲示板、各地域センター及び農協に2ページのポスターを掲示いたします。

最後に④チラシの配布につきましては、市関係部局及び農協へ、3ページから4ページの別紙2の両面チラシを配布いたします。以上、違反転用防止強化月間事業の概略となりますが、各農業委員・推進委員さんにおかれましては、農地パトロールを実施していただきますようお願いいたします。説明は、以上でございます。

○議長 この件につきまして皆さまからのご意見、ご質問等はございませんか。

○上川委員 この件については巡回等されるかと思いますが、違反転用防止強化月間ということになってますから、改めて、土地所有者と本人に対して、再度申し入れをお願いしたいと思います。以上です。

○議長 他にございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、先ほど事務局から説明がありましたが、総会が終わってから、各地区で協議をしていただきまして、違反転用パトロールの実施をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、その他の事項2「全国農業新聞の定期購読目標の達成状況について」及びその他の事項3「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録の提出について」、事務局から説明をお願いいたします。

— 農政管理係長 説明 —

○議長 ありがとうございます。この件について、皆さんから何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、その他に何かご意見・ご質問・ご報告等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、最後にその他の事項4「令和6年8月、9月の行事予定につ

いて」事務局から説明をお願いいたします。

— 農政管理係長 説明 —

○議長 ありがとうございました。それでは、これで7月の農業委員会総会を終了させていただきます。長時間御苦労さまでした。